

大野市脱炭素ビジョン策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、「大野市脱炭素ビジョン策定支援業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大野市脱炭素ビジョン策定支援業務委託
- (2) 業務目的 環境省の「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」のうち、「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」を活用し実施するもので、令和3年度に整理した基礎情報や市民ワークショップの結果等を踏まえ、脱炭素シナリオ及び再生可能エネルギーの導入目標を設定すると共にその実現プロジェクト及び推進体制等の検討を行い、「大野市脱炭素ビジョン（案）」として取りまとめることを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙「大野市脱炭素ビジョン策定支援業務委託仕様書」に示すとおりとする。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年2月17日まで
- (5) 契約予定日 受託者決定の日から7日以内
- (6) 契約上限額 8, 162, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (7) 事務局 大野市暮らし環境部環境・水循環課（市役所1階10番窓口）

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 公告日時点において次に掲げる事項の全ての要件を満たしていること。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ②大野市の入札参加資格者名簿（都市計画及び地方計画）に搭載されていること。
 - ③福井県内に本店又は支店・営業所等を有している者。
 - ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
 - ⑤納期限の到来している市町村税、都道府県税又は国税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。

⑥過去5年間（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）において、北陸三県（福井県、石川県、富山県）を対象区域とし、かつ、国又は地方公共団体の発注に係る本業務と同種又は類似した業務を元請けとして完了した業務実績を1件以上有すること。

同種業務：2050年カーボンニュートラル達成を目標とする地域の脱炭素化に係る計画又は再生可能エネルギーの推進に係る計画の策定、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定等

類似業務：環境基本計画の策定又は改訂、温室効果ガス排出量調査、エネルギー消費量調査、再生可能エネルギーのポテンシャル調査、一部の再生可能エネルギーに限定した計画の策定等

⑦技術士（建設部門：都市及び地方計画）、技術士（環境部門：環境保全計画）、エネルギー管理士のいずれかの資格保有者を有しており、その者を本業務における管理技術者として配置できること。

(2) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、大野市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

4. プロポーザル実施スケジュール

内 容	日 時
実施要領、業務委託仕様書等の交付期間（公告）	令和4年5月10日～6月3日
質問書提出期限	令和4年5月16日午後5時
質問書に対する回答期限	令和4年5月19日
参加表明書提出期限	令和4年5月23日午後5時
企画提案書提出期限	令和4年6月3日午後5時
プレゼンテーション	令和4年6月6日午後（予定）
審査結果通知	令和4年6月中旬（予定）
契約の締結	令和4年6月中旬（予定）

5. 実施要領等の配布等

(1) 配布資料は次のとおりとする。

- ①プロポーザル実施要領（当該資料）
- ②業務委託仕様書
- ③大野市脱炭素ビジョン策定（R4）のイメージ
- ④大野市脱炭素ビジョンの策定経過（概要版）
- ⑤大野市ゼロカーボンシティ実現ワークショップまとめ
- ⑥市民が思い描く2050年の脱炭素なライフスタイル
- ⑦大野市脱炭素ビジョン策定支援（基礎調査）業務委託 業務報告書
- ⑧大野市ゼロカーボンシティ実現ワークショップ 企画運営業務報告書

(2) 配布期間等は次のとおりとする。

- ①配布期間 令和4年5月10日(火)～令和4年6月3日(金)
(事務局での配布・閲覧は土曜日及び日曜日を除く。)
- ②配布時間 午前9時から午後5時まで
- ③配布場所 事務局、大野市ホームページ
ただし、⑦、⑧は、配布場所を事務局のみとする。

6. 質問の受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問の受付及び回答については、下記のとおり実施する。質問については、要旨を簡潔にまとめ、質問書にて提出すること。なお、回答については、質問の内容を含め、大野市ホームページにて公表するものとする。

- (1) 提出期限 令和4年5月16日(月)午後5時まで
- (2) 提出先 事務局(大野市くらし環境部環境・水循環課)
メールアドレス kankyo@city.fukui-ono.lg.jp
電話：0779-64-4828(直通)
- (3) 提出書式 質問書(様式1)
- (4) 提出方法 電子メールに限る。件名に「【質問】脱炭素ビジョンプロポーザル(事業者名)」と記載し、電話で着信確認を行うこと。持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。
- (5) 回答方法 提出された質問は、質問者に電子メールで回答するとともに、全件を「質問回答書」として取りまとめ、令和4年5月19日(木)までに大野市ホームページに掲載する。

7. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年5月23日(月)午後5時
- (2) 提出方法 次の方法のいずれかにより事務局へ提出すること。
 - ①持参 午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く)に限る。
 - ②郵送 書留等の配達状況確認が可能な方法で、期限までに到着したものに限る。
- (3) 提出部数 2部(正本1部、副本1部)
- (4) 提出書類(※提出書類に係る留意事項を参照)
 - ①参加表明書(様式2)
 - ②事業者の概要(様式3)
 - ③業務実施体制(様式4)
 - ④関連業務実績書(様式5)
 - ⑤その他提出書類
 - ・履歴事項全部証明書の写し(本業務における連携企業の写しも必要)

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年6月3日(金)午後5時必着
- (2) 提出方法 次のいずれかにより事務局へ提出すること。
 - ①持参 午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く)に限る。
 - ②郵送 書留等の配達状況確認が可能な方法で、期限までに到着したものに
限る。
- (3) 提出部数 10部(正本1部、副本9部)
- (4) 提出書類(※提出書類に係る留意事項を参照)
 - ①企画提案書(任意様式)
 - ②見積書及び内訳書(任意様式)

9. 企画提案の審査方法

(1) 審査委員会の設置

事業者を公平かつ公正に評価するため、「大野市脱炭素ビジョン策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

プレゼンテーションによる審査を実施し、審査委員会の審査により本業務に最も適すると認められる事業者を選定する。

(3) 審査会

- ①開催日 令和4年6月6日(月)午後から(予定)
- ②所要時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とし、準備及び片付け(各5分)を含めて1者40分以内とする。
- ③その他 開催日時などの詳細は別途通知する。

(4) 審査基準

別紙1「審査項目と審査基準の概要」のとおり

(5) 選定方法

①最優秀提案者の選定

参加表明書、企画提案書の提出書類及びヒアリング結果を審査基準に基づき審査し、評価点の総合計の最も高い企画提案書提出者を最優秀提案者とする。

②最優秀提案者次点者の選定

審査において、評価点の総合計が2番目に高い提案者を最優秀提案者次点者とする。

③評価点が高点だった場合

最高点の者が複数の場合は、それらの者のうち見積書の金額が最も安価な者を最優秀提案者とし、2番目に安価な者を最優秀提案者次点者とする。

(6) 留意事項

- ・出席者は3人以内とし、提案の説明は、管理技術者が企画提案書を用いて説明するものとする。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、追加の企

画提案は認めない。

- ・提案説明に際し、パソコン（パワーポイント等）やプロジェクターの使用を認める。プロジェクター及びビスクリーンは事務局で用意するが、パソコンその他プレゼンテーションに必要な物品は提案者が用意すること。
- ・参加表明書を提出した事業者が5者を超える場合には、参加表明書等による第一次審査を実施し、上位5者を審査会への参加事業者とする。第一次審査は、事務局において実施する。なお、審査は「審査項目と審査基準の概要」に基づき行う

(7) 審査結果の通知

審査会参加事業者に対し、審査結果を書面で通知するとともに、最優秀提案者及び次点者のみ、大野市ホームページ上に掲載する。

(8) 失格条項等

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ①審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- ②審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ヒアリング時に提案者の担当者以外の者が出席した場合
- ⑤提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- ⑥プロポーザル参加資格を有しない者が提出した場合
- ⑦提出書類に盗用した疑いがあると市長が認めた場合
- ⑧作成要領で指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ⑨記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑩記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ⑪見積書に記載されている見積額の100分の110に相当する金額（契約希望価格）が、「2. 業務概要」に規定する契約上限額を上回った場合
- ⑫その他、審査委員会又は市長が不適格と認めた場合

10. 提出書類に係る留意事項

No.	提出書類名	留意事項
1	質問書 (様式1)	・質問事項、質問内容を簡潔に記載すること。
2	参加表明書 (様式2)	
3	事業者の概要 (様式3)	・会社概要、営業所、連携会社等、保有するスタッフの状況を簡潔に記載すること。 ・納期限の到来している市町村税、都道府県税又は国税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）に未納がないことを証する次の書類を添付すること。

		<p>(a) 税（市町村、都道府県）納税証明書（写し可） （滞納がない旨の証明書）</p> <p>(b) 国税納税証明書（写し可）</p>
4	業務実施体制 （様式4）	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の業務実施体制（全体の体制図や本業務における連携体制・配置人員、専任または兼任の別等）や業務実施上の配慮事項、配置予定者の経歴等の状況、特に重視する事項等について、簡潔に記載すること。 ・保有資格を記載した場合は、資格を証明する書類の写しを添付すること。
5	関連業務実績書 （様式5）	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と同種又は類似の業務の過去5年間（平成29年度～令和3年度）の業務実績【業務名、発注者、契約金額、業務内容、契約期間等】を次の区分ごとに最大各3件まで記載すること。 （一）福井県内での業務実績 （二）大野市と類似する地方公共団体等からの業務実績 （三）上記以外 ・同種業務を優先に記載すること。 ・業務実績を示す資料を添付すること
6	企画提案書 （任意様式） ※パワーポイント 形式でも可	<ul style="list-style-type: none"> ・A4版、横型、片面横書きとし、簡潔にまとめること ・本企画提案書は、企画提案重視の審査の実現と、審査会で審査をする際、複数の企画提案書を容易に比較できるようにするためのものである。 ・記載内容は、仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。 ・作成に当たっては、企画提案を審査する者が特段の専門的な知識を有していなくても理解できるよう留意すること。 <p>（項目）</p> <p>①脱炭素ビジョンの策定方針・方法 業務の実施方針や方法について提案すること。</p> <p>②自由提案 その他、大野市の地域特性や提案者が有する実績や知見を生かし、再生可能エネルギー導入目標等の達成に向けた実現プロジェクトや推進体制について、同時解決される地域課題や実現可能性を踏まえて提案すること。</p>

		③業務取組スケジュール 上記提案内容に基づく取組スケジュールを提案すること。
7	見積書及び内訳書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 版、縦型、片面横書きとする。 ・ 本業務の見積金額を記載すること。その際、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望価格の 110分の100に相当する金額（消費税を含まない額）を見積書に記載すること。 ・ 内訳書には、積算根拠を記載すること。
8	委任状 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積、契約の締結等の権限を代理人に委任する場合は、提出すること。
<p>※書類は、正確な内容とし記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。ただし、簡潔・明瞭にまとめることとし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないように留意すること。</p> <p>※企画提案書は、ボリュームを評価の対象としないため、読みやすさや簡潔さに留意すること。</p>		

11. 契約の締結

最優秀提案者を契約候補者とし、企画・内容等の仕様について調整の上、大野市契約規則に基づいて契約を締結する。

ただし、最優秀提案者が「3. 参加資格要件」に記載した条件のいずれかを満たされなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、最優秀提案者次点者を繰り上げるものとする。

12. その他事項

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出期限後、提出書類の加除修正、差替えは認めない。
- ②提出書類は、返却しない。
- ③提出書類の著作権は、大野市に帰属することとする。ただし、大野市と契約を締結しなかった提案者が提出した書類の著作権については、提案者に帰属するものとする。
- ④提出書類は、選定作業の過程において、作業上必要な範囲で複製することがある。
- ⑤提出書類は、大野市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ⑥選定後においても大野市は企画提案書の内容に拘束されないものとする。

(2) その他事項

- ①企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ②審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けない。
- ③事務局への問合せが可能な時間帯は、午前9時から午後5時までとし、土曜日及

び日曜日は取り扱わない。

④本要領に定めのない事項については、適宜、市が判断するものとする。

13. 問合せ先

大野市くらし環境部環境・水循環課

郵便番号 912-8666

住 所 福井県大野市天神町1番1号

電 話 0779-64-4828

E-mail kankyo@city.fukui-ono.lg.jp

別紙1 審査項目と審査基準の概要

審査項目		審査基準の概要	配点	
参加表明提出書類による評価	1. 業務実施体制・実績	①実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> 市との連絡調整が速やかに行える体制となっているか。 業務遂行のために適切な人員配置及び役割分担となっているか。 実施体制や役割が具体的かつ明確で、関係する分野との連携体制など十分に検討されているか。 照査体制など、業務の実施内容や進捗確認が的確にできる体制が考慮されているか。 	20点
		②従事する人員について	<ul style="list-style-type: none"> 管理技術者や担当者等は高い能力（資格の保有状況（技術士（建設部門：都市及び地方計画）、技術士（環境部門：環境保全計画）、エネルギー管理士ほか）を有しているか。 	5点
		③業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> 同種業務など、豊富な業務実績を有しているか。 県内での同種又は類似業務の実績を有するなど高い地域精通度を有しているか。 大野市と類似する地方公共団体等の同種又は類似業務の実績を有するなど、本業務の遂行に必要な知見、専門知識、ノウハウを十分に有しているか。 	15点
	小計			40点
企画提案提出書類・ヒアリング・プレゼンテーションによる評価	2. 企画提案	①脱炭素ビジョンの策定方法	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案内容は本業務の趣旨を踏まえた妥当なものであるか。 脱炭素シナリオ作成について、調査検討方法の具体的な提案があるか、また、シナリオは複数作成することとしているか。 実現可能性の高い再生可能エネルギー導入目標とするための考え方、手法が示されているか。 プロジェクト案及び推進体制の検討整理に必要な課題などが整理されているか。 脱炭素ビジョンの取りまとめ方針は、構成など分かりやすいものか。 	50点
		②自由提案	<ul style="list-style-type: none"> 全国の事例等を踏まえるなど、実現性のある提案か。 本市の地域特性を踏まえているか。 本市の地域課題との同時解決が図られているか。 業務仕様書にない新たな提案があるか。 	40点
		③業務取組スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 作業期間が確保され、進行管理、マネジメントを任せることができるか 	10点
	3. プレゼンテーション	①プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 内容やレイアウト等、分かりやすく整理されているか 	5点
	4. 見積価格	①見積金額について	<ul style="list-style-type: none"> 見積書は適切な積算に基づいており、不備がないか。 	5点
	小計			110点
合計			150点	

- ・第一次審査は、参加表明提出書類による評価（40点満点）による書面審査にて行う。
- ・第二次審査は、全ての審査項目により審査を行う。